

福祉の ひろば

目次

- できることから始めよう！
共に生きるまちを目指して…………… 2
- 精神障害ってなあに？…………… 4
- こんな取り組みをしています！
 - ・ 駒の会（十和田市）…………… 5
 - ・ 飛翔食房（鶴田町）…………… 5
- おらほの社協（三戸町）…………… 6
- 社会福祉法ミニ解説…………… 6
- 福祉ってどうか～…………… 7
- ソボクな疑問…………… 7
- 県社協から…………… 8

2002.11.1

No.6

テーマ はじめよう！心のバリアフリー

～障害者理解への第1歩～

スポーツの秋には、障害をもった人たちもスポーツに汗を流しています。

花形競技の車イスバスケットボールチームは青森県にひとつだけ。「青森県車イスバスケットボールクラブ」では、毎週メンバー20人が県内全域から青森市のねむのき会館に集まって練習をしています。

東北大会で4位の成績をおさめたばかりのクラブは、練習にも熱が入っている。「若いメンバーを募集中です」と主将の高杉さん（写真中央）



できることから始めよう！

人間はみんなお互いに助けられて生きています。人が困っていたり、お手伝い私たちにできるほんの少しのお手伝いを始めることで、障害のある人もない人障害があっても、その人は、特別な人でもなければ、何もできない人でもありあなたの少しのお手伝いが、ほんの少しの不自由さを解決できるはずです。必

共に生きるまちを目指して

を必要としているときには、ごく自然な気持ちでお手伝いしたいと思います。もみな、助け合って生きることができます。ません。要なことを話し合うことが大切なコミュニケーションの第一歩です。

耳の不自由な人

耳の不自由な人といっても、全く聞こえない人、聞こえにくい人など、さまざまです。自分のことばが耳で確認できないので、ことばが不自由な人もいますが、話そうとする気持ちさえあれば通じ合えます。耳の不自由な人との会話には、筆談、手話・指文字などの方法があります。

① 口話（読話）—自分から話し、相手の口の動きを読み取ることで伝え合う方法です。

② 筆談—手のひらや紙に文字を書いて内容を伝え合う方法。話しかけられたら気軽に筆談で応じてください。

③ 手話・指文字—手指・腕を中心とした動きと、豊かな表情を伴って表現する大切な「ことば」です。



豊かな表情も大切

道路は車道側を歩いてください
背後からの音が聞こえないので、車道側をあなたが歩いてください。

病院や銀行の窓口では
呼ばれても聞こえないので、手招き、肩をたたくなりしてあげてください。

駅や乗り物内の案内放送があったとき
その時々に必要な行動や判断ができない場合があるので、放送内容を伝えてください。

車いすの人

車いすの人を見かけても、すぐに手を貸す必要はありません。困っていたり、援助を求められたときにはじめて手を貸しましょう。

階段や段差、坂では車いすの人が落ちないように、昇りは前向き、降り後は後ろ向きになるように介助します。必ず目線を合わせて声をかけましょう

必要なことを話し合ってからお手伝いします。

段差のある場所では
昇り ステッピングバー
降り 後輪を下ろし、ステッピングバーを足で押し上げ、前輪のキャスターを段の上のせ、後輪を押し上げます。



キャスター ステッピングバー

息を合わせて車イスごともちあげます

周りの人に手伝ってもらい、二〜四人で呼吸を合わせ、静かに車イスごと持ち上げます

知的障害をもつ人

知的障害というハンディをもった人たちは、コツコツとまじめに、一生懸命に生活している印象があります。中には、計算や絵を描くことなど興味の湧いたものや得意なものでは秀でた才能を発揮する方もいます。交流の中で、いい面を最大限に引き出し、生かしてあげることが大切です。

溶け込む表情が大切です
話をするときは見下ろす形でなく、相手と同じ目線で、溶け込むような心と表情で接します。

わかりやすく丁寧な会話を心がけましょう
子ども扱いするなど、相手の年齢にふさわしくない会話はやめましょう。難しい言葉や分からない言葉は使わず、丁寧な会話を心がけましょう。

言葉や意味がわからない場合は、聞き返すことが大切です。できない約束や金品の貸し借りはやめましょう。



わかりやすい丁寧な会話で
より楽しい交流に

気づいたら遠慮せずに
危険なことに対する判断力が弱い場合があります。安全な方向へ導いてあげてください。

新しいことへの対応が臨機応変にできないことがありますので、変化の意味を説明したり、一緒に行動してあげることが大切です。

目の不自由な人

意外に思われるかも知れませんが、視覚障害者にとって日常の行動は、慣れた場所や道路であればそんなに不安はないものです。

視覚障害者をガイドするときには、たとえ方向を示すためでも、背中や肩を押すことは避けるようにします。後ろから押されると「恐怖」さえ感じる人もいますので注意が必要です。

声をかけてください
いきなり体に触れると驚かせてしまいますし、握手をしたり体に触れる必要はありません。

案内するときは腕か肩をつかんでもらい半歩前を
あなたの腕か肩をつかんでもらい半歩前を歩きます。あなたが腕や白い杖をつかむと、相手は戸惑います。

視覚障害者のペースに合わせて
あなたが前方を確認できても視覚障害者には不安です。「速いですか」と声をかけることは大事な気配りです。

階段は「上がる」「下がる」を明確に
段差では、声をかけてあなたから先にどうぞ。階段やエレベーター、エスカレーターでも同じです。

方向や位置を伝えるときははっきり
「前後」「左右」で説明してください。さらに詳しい説明が必要な時計の文字盤にたとえて、「12時の方向（正面）」「3時の方向（右）」「6時の方向（真後）」と表現します。



手が添えて位置を知らせます

あなたが先にあがります

精神障害ってなあに

「精神障害」には怖いイメージがあったり、よく分からないことが多くあります。
精神障害をもつ人にとっては、こうした偏見が社会復帰を妨げたり、障害への理解がないために、誤解されて地域で生活することが困難な場合があります。
精神障害を持つ人が安心して地域で暮らせるように、精神障害を正しく理解しましょう。

Q1 精神病・精神障害者とは？

A 統合失調症（精神分裂病を改称）や神経症、そううつ病など「精神病」と一言でいっても様々です。

対人関係の築き方や新しい環境への対応がうまくできなったり、作業意欲が乏しい等の障害があります。

適切なりハビリや家族が服薬に協力したり、地域の関係者と連携するなど支える体制を作ること、地域社会で充分みんなと暮していける方々です。

Q3 どんな接し方をしたらいいの？

A 特別な接し方があるわけではありません。理解しようとする気持ちさえあれば理解することは難しいことはありません。

精神障害と言うと何をしでかすかわからないという怖いイメージがありますが、問題を起すのはごく限られた人たちであり、割合でいっても、精神障害者が犯罪を犯すのは、その他の人と比べても低いのです。

Q5 障害を乗り越える方法は？

A 援護寮、授産施設、グループホームなど精神障害者のための施設があり、生活訓練や指導を行っています。地域で社会復帰できるような活動を行っています。

また、職親制度があり、半年から3年の間、一般の事業所（協力事業所）に通い病気のために低下した作業能力、対人関係能力、環境に適應する能力などを取り戻すように作業を通して訓練を受けることができます。

そして最も大切なのは、みなさんの理解です。怖いという偏見が社会参加を阻むこともありますし、障害を理解してもらえないために、怠けていると思われたり、仕事を失うきっかけになることもあります。

障害を正しく理解して、仕事や活動を応援してもらうことが障害を乗り越える一番の方法になります。

Q2 どれくらいいるの？

A 青森県内には平成14年3月末時点で4,859名の方が「精神障害者保険福祉手帳」を所持しています。割合でいくと、一生の間に100人に1人がかかると言われています。

精神病は珍しいことではなく、このストレスの多い社会では私たちも精神病にかかる可能性はあります。数の上では最も身近な「障害」なのです。

Q4 どんな治療をするの？

A 精神科などでは、主にカウンセリングと薬物療法の2種類の治療が行われます。症状が軽くなり軌道にのってくるようになると、その人にあった治療を考えます。医療費、初診料等や手帳の等級で料金が変わることはありません。

街へ出て買い物をしたり、レクリエーションを楽しむなど社会復帰するための開放的な治療が進んでいます。

Q6 精神保健福祉に関する相談は？

A 市町村や精神科のある病院、精神障害者地域生活支援センター、精神保健福祉センター、各地方健康福祉子どもセンターなどで相談のしてくれます。

例えば、ホームヘルパーに来て欲しい、精神障害者保険福祉手帳を取得したい等の福祉サービスに関する相談は、市町村に相談してください。

また、自分や家族が精神病でないか心配な時、精神的ストレスで体調を崩しかけている時、社会や学校にうまく馴染めない等の保健・医療に関する相談は、各地方健康福祉子どもセンターや精神保健福祉センターに相談してください。

協力・資料提供：

八甲病院院長 西脇 巽氏

精神障害者生活訓練施設ラ・プリマベラ 大場 裕美氏

精神障害者授産施設 やましろ作業所

音楽活動も
行っています
（やましろバンド）



グループ紹介

十和田市

駒の会

駒の会が発足して六年。その当時と同じように保健所で行なわれている「精神障害者社会復帰相談事業」の場であるデイケアへの参加が主な活動となっています。

午前十時、メンバー達が次々に集まって来ます。精神に何らかの障害をもっていて、社会生活がスムーズにこなせない人たち、生活のリズムを整えながら、社会の一員として自立できるように訓練するための場です。

年間を通して組まれているカリキュラムの中で、隔週一回の割合で、スポーツ、お料理、創作等メンバーの体調をみながら進められています。創作時には思いがけずの出来映えに拍手、そして一緒に汗するスポーツ、主婦としての経験をここぞとばかり発揮できるお料理の一品。



「お年寄りにやさしい食事」の勉強中

回を重ねることに気持ちを通し合える喜びがあります。

「出来る人が、出来るときに、出来ることを」を会のモットーに必要以上のサポートはしないまでも、無償の奉仕で、自分も楽しみながら、これからも長く関わっていきなりたいと思います。

連絡先

〒034-0081 十和田市西十三番地27-30
電話 0176-23-7755

こんな取り組みをしています!

施設紹介

鶴田町

はばたけしよくぼう

飛翔食房

精神障害者通所授産施設

鶴田町鶴田字押上52 電話0173-23-1030



★**麺も餃子も大繁盛の理由**

授産施設では珍しく、麺と餃子のみにこだわって作っており、その売上は巷の製麺工場でもかなわないほどだといえます。

十八歳以上の社会復帰を目指す精神障害者が、食品の加工作業を通じて、自立することを目指しています。

★**社会復帰へはばたけ**

鶴田町の中心部から少し離れたりんご畑の中に、木目を生かした真新しい建物が現れます。それが飛翔食房です。

製麺や餃子作りを行なう授産施設と相談や地域交流を行なう地域生活支援センターが一緒になった建物には、二十人が通っています。

「福祉施設といっても、品質がよくなければ売れませんが、何度も試食しながら、おいしいものを作っています」と三上施設長は自信をもって答えます。

健康志向な消費者ニーズに対応すべく、「麺も餃子も全て無添加にしており、水にもこだわっています。餃子の生地になじんやほうれんそうを混ぜて、見た目もきれいな餃子を作っておりますので、ぜひみなさんも食べてみてください」とPRする三上施設長。

自慢の麺や餃子は、鶴田町・板柳町・藤崎町、柏ジャスコ内にある中華飯店「幡籠」で食べることが出来ます。

★地域で共生してはばたけ

飛翔食房は社会福祉法人共生会が運営しています。「地域に愛される開かれた施設を目指し、積極的に地域の児童生徒の施設実習や一般の施設見学を受け入れています。これからも、地域交流中心とした活動を行なっていく予定です。」



製麺、餃子などの食品加工

おらほの社協 三戸町

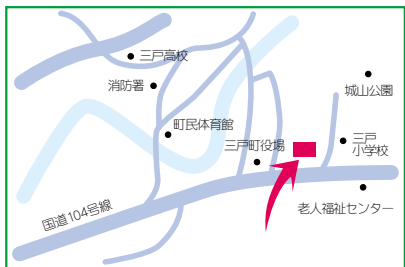
■三戸町社協では、配食サービスやボランティアスクールを通じて、地域の精神障害者小規模作業所と支えあひながら活動を進めています。

■評判のお弁当を毎日配達

三戸町社協では、毎日五十食のお弁当を町の一人暮らしの高齢者へ配達しています。「一食350円で、おかずの種類や量も多く、メニューも豊富なので大変評判がいいんですよ」と職員の平沢さん。「週に二回の生きがいデイサービスでも、同じメニューを出していますが、大変喜ばれています」



自慢の弁当、配達中



〒039-0132
三戸町大字在府小路町17
三戸町総合福祉センターふくじゅそう内
電話 0179-22-0262
FAX 0179-23-4146

利用者も子どもたちも大変楽しんで作業を一緒に行って、明日も来たいと思う場所なんです」と笑顔で話しました。

■作業所にも栄養満点のお弁当を
地域の精神障害者が通う小規模作業所「憩いの森あすもこつ」にも、毎日このお弁当が届けられています。「一人暮らしなどで、どうしても栄養が偏ってしまうので、お昼ぐらひはバランスの取れた食事をしてもらおうと思って、注文しています」と作業所指導員の寺尾さん。

この作業所では、マドレーヌやあけびづるで作ったリースなどを十一人で作っています。「特に、手作り石鹸はよく落ちると遠方からも買いにみえるんですよ」と誇らしげな寺尾さん。自慢の製品は、「道の駅さんのへ」で購入できます。

■明日も来たい「あすもこつ」

平成九年に開設したこの作業所には、三戸町社協主催のボランティアスクールで小中高生が体験活動を行っています。

コーディネートをした平沢さんは「こちらの方言で、明日も来たいというのが「あすもこつ」の意味です。

社会福祉法 三二解説

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

新しい社会福祉法では「福祉サービスの利用者の利益の保護」と「地域福祉の推進」を図っていくことを明確に打ち出しました。この第四条では、この地域福祉の推進は、誰が、何のために行うものであるかを明らかにしています。まず、地域福祉の推進に努めなければならない者として、地域住民と事業者、そして社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア等）の三者を定めました。ここで注目されるのは、地域住民とボランティアが地域福祉を推進する主体としてきちんと法律上に位置づけられたことです。

地域福祉推進の目的は、福祉サービスを必要とする地域住民が「地域社会を構成する一員」として、「日常生活を営み」、「社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」すること、すなわち「ノーマライゼーション」の実現が地域福祉推進の目的とされたのです。

これはさらに云えば福祉サービスを必要とする者が、障害の有無や年齢にかかわらず、地域から排除されることなく、身近な「地域」でその人らしい自立した生活を送ることができ、普通の市民がやっているのと同じように社会、経済、文化、スポーツ、音楽などあらゆる活動に参加できる機会が与えられるようにすることであり、そのために地域住民、ボランティア、事業者や行政が互いに協力してこれを支援していくこととされました。

なお、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として法律に明確に位置づけられ、地域福祉推進の中核として、重要な役割を担うこととされました。（第百七条及び第百八条）（S・Y）

Q 補助犬って何？

福祉 つていうか、

県内にお住まいの
外国人にお伺いしました



ワイリヤム チン ウエイリヤムさん
(マレーシア サバ州 コタ・キバル出身)

私の出身の町はいずれアジアのハワイみたくいになると言われています。治安がよく、物価が安く食べ物がいしくて、海はきれいで、アジアで一番の高さを誇る世界遺産のキナバル山があります。高校を卒業して、専門学校で二年間コンピュータを習って、そして一年間コンピュータ会社で働きました。仕事で時々日本人と交流があって、日本語をもっと上手にするために日本に来ました。卒業したら、国に帰って日系の会社に入りたいので、

一生懸命勉強します。

一番びっくりしたのは、青森は東京みたいににぎやかな都市ではなくて、田舎だったことです。日本は季節の変化が豊かです。マレーシアでは一年中ずっと暑くて毎日気温三十度が続きます。雪も初めてみました。雪が降るととてもきれいだなと思います。雪が降りに行ったりバイトに行くときは、車もないし、自転車にも乗れないので大変です。

日本の店などは障害者のために作ったスロープやエレベーターがあつて驚きました。車イスで動きやすいようにとか、盲導犬が入つてもいいなど工夫されています。マレーシアには日本と比べてまだ障害者のための設備がないですが、将来マレーシアの障害者にとつても、こうした施設がたくさんあることを夢に思います。

(青森中央学院大学 留学生)

A 補助犬とは次の3種類の犬のことです。

① **盲導犬** 視覚障害者が単独で歩行する場合に「安全を確保し、効率的に移動することを補助する犬」のことです。現在、国内では約900頭おり、青森県では青森市内に2頭が活躍しています。

② **介助犬** 日常生活に著しい支障がある肢体不自由者のために、「物の拾い上げ及び運搬着脱衣の補助等を行う犬」のことです。現在、国内では10頭前後しかいません。青森県には現在おりません。

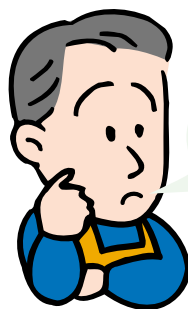
③ **聴導犬** 日常生活に著しい障害がある聴覚障害者のために、「ブザー音、電話の呼出音等を聞き分け、そのものに必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源へ誘導を行う犬」のことです。現在、国内では15〜16頭前後活躍していますが、青森県には現在おりません。

それぞれ利用料は無料です。補助犬1頭を育成するには、150万円から200万円位かかるといわれます。補助犬育成のための募金は個人で各団体へ送金する方法があります。盲導犬以外の補助犬は、これまで

入れる場所が制限されてきました。しかし、平成14年10月1日から、「身体障害者補助犬法」が施行され、電車やバスなどの公共交通機関や公共施設は、補助犬を利用している人の立ち入りや利用を拒否していけないことになりました。平成15年10月以降、宿泊施設や飲食店もやむを得ない理由がない限り利用を断わることはできなくなりました。

これまで、盲導犬だけが青森県の給付事業として取扱われてきましたが、これからは、介助犬と聴導犬も同じ様に青森県の給付事業として扱

こんなお手伝いできます！ ～あつぷるハート～



Aさんは、一人暮らしの痴呆性高齢者です。居住環境も悪い状態で、訪問介護を利用し、かろうじて生活している状況です。また、訪問販売員の口車に乗り、せっかく貯めたお金を貸してしまって、返してもらえないなどの、金銭管理の不手もあります。社協で金銭管理をしてくれる制度があつたはずだから、電話してみよう!!

(ケアマネージャーBさんからの相談)

青森県地域福祉権利擁護センターでは、判断能力や日常生活に不安のある痴呆性高齢者や障害のある方々が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援し、障害者が地域で安心して暮らせるようお手伝いします。

連絡先 電話 017-721-1362



これらのステッカーがなくても、施設や公共機関を利用できるようにあります。

この他にも、同伴可・使用可のステッカーはありますが、これからは、

われるようになります。補助犬に関しては、

青森県健康福祉部障害福祉課へ
TEL 017-734-9308

平成14年度 社会福祉ゼミナール

高齢者、障害者の福祉現状についての理解を深めるゼミナールです。

内容：「社会福祉マンパワーの現状と課題～老人福祉の基本問題」
「精神障害者への理解～新しい形での取り組み」
「新しいノーマライゼーション社会のあり方」

【むつ会場】

日時 平成14年11月9日（土）
午前9時50分～

会場 下北文化会館2階 大集会室

【青森会場】

日時 平成14年12月21日（土）
午前9時50分～

会場 アピオあおもり2階 大研修室

申込・問合せ

青森県福祉人材センター
電話 017-777-0012

福祉教育セミナー

子どもたちの「生きる力」を育むために、学校と地域の関わりや連携のあり方を考えます。

日時 平成14年11月20日（水）
午前10時20分から

場所 ラ・プラス青い森2階
(旧八甲荘)

参加費 2,000円（資料代）

申込・問合せ

青森県ボランティアセンター
電話 017-777-9301

障害者の日記念「ねむのき アートフェスタ2002」

障害者の特技や文化芸術発表、作品の展示即売を行います。

日時 平成14年12月9日（月）
午後6時から午後8時まで

場所 県民福祉プラザ4階
／県民ホール

内容 (1) 芸能発表会
演奏・歌謡・舞踊・手品ほか
(2) 活動展示会
パネル・ポスター・図書ほか
(3) 作品即売会
手づくり・フリーマーケット

入場料 無料（整理券が必要です）

申込・問合せ

ねむのき会館
電話 017-738-5033

第3回 ねむのき美容教室

お肌のマッサージとメイクアップグループの指導です。

日時 平成14年12月15日（日）
午後1時から午後3時まで

場所 ねむのき会館2階／大研修室

入場料 無料

申込・問合せ

ねむのき会館
電話 017-738-5033

ご協力ありがとうございました。（7～9月分）

■青森県社会福祉協議会への寄付

- ・あおもり社会保険センター様
- ・第23回ATV杯ゴルフ大会チャリティー様
- ・東北六県商工会議所女性連合会様
- ・(株)ホテル青森様
- ・朝日生命保険相互会社様
- ・車力村テニス協会様
- ・(株)カネマツ様
- ・佐藤義男、綾子様御夫妻
- ・第3回チャリティーワンクラブマッチ実行委員会様
- ・青森県美容業生活衛生同業組合様
- ・アクサ生命保険(株)様
- ・津軽高原ゴルフ場様

■青森県善意銀行

- ・菊池幸子様からお預かりした金銭を、青森県視力障害者福祉連合会へ贈りました。
- ・(株)かねさ味噌様からお預かりした味噌を、県内245の社会福祉施設へ贈りました。
- ・藤はじめ様からお預かりした車イス5台を浅虫温泉病院、徳誠園、青森市社会福祉協議会、あんじんの郷、ゆうあいの里へ各1台づつ贈りました。
- ・成田園様からお預かりしたほうじ茶を恵光園、桜木園、清風荘、あじさい、蓬生園へ贈りました。

■発行所

〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号
県民福祉プラザ2階
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
TEL017(723)1391 FAX017(723)1394
http://www.infoaomori.ne.jp/aosyakyo/
E-mail:aosyakyo@infoaomori.ne.jp

■印刷所

株式会社コーセイ印刷

ホームページでも「福祉のひろば」をご覧いただけます。



12月9日の障害者の日を前に、障害をもつ人ももたない人もっと交流が深まるようにと「心のバリアフリー」をテーマにしました。障害に対する間違った理解がバリアになっていることもありますので、多くのふれあいの中から、正しい理解をして心のバリアを取り除きたいものです。障害のあるなしに関わらず、きちんと気持ちを伝え合うことが、バリアフリーの第一歩です。相手が何が必要なのかをきちんと聞くこと、相手の気持ちを思いやるのが大事であることを改めて、この特集の中から学んだところです。(Y. K)